

## 概要

### 趣旨

感染症拡大に伴う飲食店の営業時間短縮や不要不急の外出・移動の自粛等により、事業収入（売上）が大きく減少する中、感染拡大を予防しながら事業継続に取り組む中小企業者等を支援するため、「第2弾応援金」を給付します。

### 給付額

法人：30万円 個人事業主：15万円

※本事業における応援金申請は、1事業者につき1度限りです。

## 給付対象者及び給付要件

### 給付対象者

令和3年9月1日時点で、上島町内に本社・本店を有する中小企業者等及び上島町内に住所を有する個人事業主。（中小企業者等における本社・本店とは、履歴事項全部証明書における本店を指します。個人事業主においては、住民票の住所が上島町内にいることが必要です。）

ただし、応援金給付の申請を行うこと及び給付を受けることは同一の申請者（同一の申請者が異なる異なる屋号・雅号を用いて複数の事業を行っている場合を含む。）において、一度に限るものとする（※1）。

○中小企業基本法に定める中小企業者に加えて、医療法人、農業法人、NPO法人など、会社以外の法人についても幅広く対象となります。

○中小企業基本法に定める中小企業者については、確定申告書記載の納税地（個人にあっては確定申告書の「住所」欄上段に記載の住所）が、上島町内にいることが必要です。

○会社以外の法人（医療法人、農業法人、NPO法人等）については、次の①②のいずれかを満たし、かつ、③に該当する者が対象となります。

①出資の総額（※2）が3億円以下であること。

②出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が300人以下であること。

③主たる事務所の所在地が、上島町内にいること。

※1 同一名義の売上を示す証拠書類に基づく申請は、一度限りとする。

※1 「基本金」を有する法人については「基本金の額」と、一般財団法人については「当該法人に拠出されている財産の額」と読み替えます。

ただし、以下のいずれかに該当する場合は対象外となります。

1. 令和3年8月～9月の「時短要請対象者（※3）」又は令和3年6月～9月の「緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金（※4）」を受給した事業者
  - ※2：県が新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項、第31条の6第1項に基づき行う、営業時間短縮の協力要請。
  - ※3：中小企業庁が実施する令和3年の緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業若しくは営業時間短縮又は不要不急の外出若しくは移動の自粛により、特に大きな影響を受け、売上が大きく減少している中堅企業、中小企業その他の法人等及びフリーランスを含む個人事業者に対して、その影響を緩和して、事業の継続及び立て直しのための取組を支援する支援金。
2. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がある場合等
3. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項の風俗営業（ただし、同項第1号の一部（料理店）及び第5号（ゲームセンター）は除く。）及び同法第2条第5項の性風俗関連特殊営業
4. 国、法人税法別表第1に規定する公共法人
5. 政治団体
6. 宗教上の組織若しくは団体
7. 大企業及びみなし大企業（※4）
  - ※4：みなし大企業は次のいずれかが対象となります。
    - ①発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
    - ②発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
    - ③大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
8. 1から7までに掲げる者のほか、応援金の趣旨・目的に照らして適当でないと町長が判断する者（国又は地方自治体が出資、所有又は運営する者）

参考：中小企業基本法に定める中小企業者の定義

業種	中小企業者 ※資本金、従業員数の一方が下記の場合	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

---

## 給付要件

以下のいずれも満たすこと。

1. 令和3年6～9月のいずれかの月（以下「対象月」という。）の事業収入（売上）が、平成31年（令和元年）又は令和2年同月（以下「比較対象月」という。）と比較して30%以上減少していること  
又は、令和3年6月～9月のうち任意の連続2ヵ月（以下「対象2ヵ月」という。）の月間事業収入（売上）が、平成31年（令和元年）又は令和2年同月（以下「比較対象2ヵ月」という。）の月間事業収入（売上）と比較して、各月が連続して15%以上減少していること
2. 比較対象月を含む年間売上が、法人240万円以上、個人事業主120万円以上であること
3. 厳しい経営環境を乗り越え、将来に向かって効果が持続する形で感染対策に取り組んでいるものであること
3. 応援金の給付を受けた後も事業を継続する意思があること

---

## 特例対応

### 1. 創業・新規開業特例

比較対象月との比較を行うことができない令和2年6月2日から令和3年8月31日までの間に創業又は新規開業した中小企業者等（個人事業主を含む）については、特例として、売上減少の要件に関して以下のとおり取り扱います（法人設立日又は開業日を確認できる以下の証拠書類等が必要です）。なお、事業収入（売上）の下限要件「比較対象月を含む年間売上が、法人240万円以上、個人事業主120万円以上であること。」については、免除となります。

#### ①令和2年6月2日から11月30日までに創業又は新規開業した事業者

- ・令和3年6～9月のいずれかの月の事業収入（売上）が、法人を設立した年又は開業した年の月平均の事業収入（売上）と比較して30%以上減少していること。
- ・令和3年6～9月のうち任意の連続2ヵ月の月間事業収入（売上）が、法人を設立した年又は開業した年の月平均の事業収入（売上）と比較して、各月が連続して15%以上減少していること。

#### ②金融機関から融資を受け、又は支援機関による経営支援等を受け事業を進めている事業者であって、令和2年12月1日から令和3年8月31日までの間に創業又は新規開業した事業者

- ・令和3年6～9月のいずれかの月の事業収入（売上）が、金融機関融資審査時の事業計画等で想定していた令和3年6月～9月のうちの同月の事業収入（売上）と比較して30%以上減少していること。
- ・令和3年6～9月のうち任意の連続2ヵ月の月間事業収入（売上）が、金融機関融資審査時の事業計画等で想定していた令和3年6～9月のうちの同月の事業収入（売上）と比較して、各月が連続して15%以上減少していること。

【創業・新規開業特例における証拠書類】

- ・法人：履歴事項全部証明書 ※申請日より3か月以内に発行されたもの。
- ・個人事業主：開業・廃業等届出書又は事業開始等申告書等（事業の開始が確認できる書類）
- ・「事業収入（売上）減少比較表（様式3）」

## 2. 事業承継特例

事業収入（売上）を比較する2つの月の間に事業の承継を受けた事業者で、対象月の月間事業収入（売上）が前年同月の承継前の事業者の事業収入（売上）から30%以上減少している場合、又は、対象月における事業承継後の比較対象月の連続2ヵ月の事業収入（売上）が、各月が連続して15%以上減少している場合、以下の証拠書類等を提出することにより、特例として取り扱うことができます。

### 【事業承継特例における証拠書類】

- ・比較対象月を含む確定申告書類の控え ※事業の承継を行った者の名義によるもの
  - ・個人事業の開業・廃業等届出書
- ※比較対象月を含む確定申告書の控えに記載の住所・氏名からの事業の引継ぎが行われていることが明記されていること。

## 3. 法人成り特例

事業収入（売上）を比較する2つの月の間に個人事業者から法人化した場合は、特例として、以下の証拠書類等を提出することで、法人の対象月の売上台帳等と個人事業者の確定申告書類の控えを比較して申請を行うことができます。

### 【法人成り特例における証拠書類】

- ・法人設立届出書又は個人事業の開業・廃業等届出書
- ※法人設立届出書：  
「設立の形態」欄で「個人企業を法人組織とした法人である場合」が選択されており、「整理番号」欄に個人の確定申告の番号を記載していること。
- ※個人事業の開業・廃業等届出書：  
「廃業の事由が法人の設立に伴うものである場合」欄に記載があり、その法人名・代表者名が申請内容と一致していること。
- ・履歴事項全部証明書
- ※設立日が事業収入を比較する2つの月の間であること。
- ※申請日より3か月以内に発行されたもの。

---

## その他

対象要件を満たしていないにも関わらず、偽って応援金の給付を受けようとする行為は犯罪です。不正等が判明した場合は応援金を返還いただくとともに、申請者の情報を公表するなど、厳正に対処いたします。

## 申請書類

応援金の給付を受けようとする方は、次に掲げる書類を令和4年1月31日（月）までに上島町産業振興課に提出してください。なお、必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。また、申請書類の返却はいたしません。申請書の控えは、お手元に保管していただくようお願いいたします。

### 【必要な書類】

1. 給付申請書（別記様式）								
2. 誓約書（別紙1） ※誓約書の最下部の所在地、名称及び代表者の欄は、必ず自署でお願いします。								
3. 応援金の振込先口座の通帳の写し 通帳のおモチ面、通帳を開いた1,2ページ目の両方（金融機関名・支店名・預金種別・口座番号・口座名義の情報が確認できるページ）の写し。 【インターネットバンキングの場合】 金融機関名・支店名・預金種別・口座番号・口座名義の情報を確認できるサイトページ画面の写し。 ※第1弾受給者で第2弾も同様の口座とする場合は省略可。								
4. 本人確認書類の写し 法人代表者又は個人事業主本人の運転免許証、パスポート、保険証等の書類								
5. 対象月・対象2ヵ月の事業収入（売上）月額が確認できる書類 中小企業者等（個人事業主を含む）が作成している確定申告の基礎となる「売上台帳」等の写しを添付してください。								
6. 比較対象月・比較対象2ヵ月の事業収入（売上）月額が確認できる書類 【法人の場合】 比較対象月を含む「法人税確定申告書（別表一）」（収受日付印が押されているもの）の控え、及び「法人事業概況説明書」の控えを添付してください。 ※公益法人等（法人税法別表第二に該当する法人）及び法人税法以外の法律により公益法人等とみなされる法人（NPO法人等）である場合は、比較対象月の収入（寄付金、助成金等を含む）が確認できる書類として、下記を確定申告書類の代わりに提出することができます。 例) <table border="1" data-bbox="319 1774 1066 1957"> <tr> <td>法人種別</td> <td>月間収入の計算書類等</td> </tr> <tr> <td>学校法人</td> <td>事業活動収支計算書</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人</td> <td>事業活動計算書</td> </tr> <tr> <td>公益財団法人・公益社団法人</td> <td>正味財産増減計算書</td> </tr> </table> ※上記に記載のない法人については、比較対象月の収入が確認できる書類を提出してください。	法人種別	月間収入の計算書類等	学校法人	事業活動収支計算書	社会福祉法人	事業活動計算書	公益財団法人・公益社団法人	正味財産増減計算書
法人種別	月間収入の計算書類等							
学校法人	事業活動収支計算書							
社会福祉法人	事業活動計算書							
公益財団法人・公益社団法人	正味財産増減計算書							

**【個人事業主の場合】**

○ 確定申告が青色申告の方

比較対象月を含む「所得税確定申告書（申告書B）第一表」（収受日付印が押されているもの）の控え、及び「青色申告決算書」の控えを添付してください。

○ 確定申告が白色申告の方

比較対象月を含む「所得税確定申告書（申告書B）第一表」（収受日付印が押されているもの）の控え、及び「収支内訳書」を添付してください。

**【特例適用の場合】**

<創業・新規開業特例における証拠書類>

- ・ 法人：履歴事項全部証明書

※申請日より3か月以内に発行されたもの。

- ・ 個人事業主：開業・廃業等届出書又は事業開始等申告書等  
(事業の開始が確認できる書類)

- ・ 「事業収入（売上）減少比較表（様式3）」

<事業承継特例における証拠書類>

- ・ 比較対象月を含む確定申告書類の控え

※事業の承継を行った者の名義によるもの

- ・ 個人事業の開業・廃業等届出書

※比較対象月を含む確定申告書の控えに記載の住所・氏名からの事業の引継ぎが行われていることが明記されていること。

<法人成り特例における証拠書類>

- ・ 法人設立届出書又は個人事業の開業・廃業等届出書

※法人設立届出書：

「設立の形態」欄で「個人企業を法人組織とした法人である場合」が選択されており、「整理番号」欄に個人の確定申告の番号を記載していること。

※個人事業の開業・廃業等届出書：

「廃業の事由が法人の設立に伴うものである場合」欄に記載があり、その法人名・代表者名が申請内容と一致していること。

- ・ 履歴事項全部証明書

※設立日が事業収入を比較する2つの月の間であること。

※申請日より3か月以内に発行されたもの。

**7. その他必要な書類**

必要に応じて、上島町が求める書類を添付してください。

---

## 申請に必要な書類の入手方法

次の方法にて、申請様式を入手することができます。

### 1. 上島町ホームページからダウンロード

URL : <https://www.town.kamijima.lg.jp/site/covid19information/18908.html>

### 2. 窓口での配布

せとうち交流館（産業振興課）、生名総合支所町民生活課、岩城総合支所産業振興課、魚島総合支所産業建設課

※ 窓口での配布は平日の 8 時 30 分から 17 時 15 分までの対応です。

---

## 申請方法

### 1. 郵送の場合

申請書類を次の宛先に郵送することで申請することができます。なお、郵送の際の封筒は角形 2 号サイズでの郵送をお願いします。また、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法をご利用ください。

#### 【宛先】

〒794-2506 愛媛県越智郡上島町弓削下弓削 1037-2 上島町産業振興課

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

※送料は申請者側でご負担をお願いします。

### 2. 窓口の場合

せとうち交流館（産業振興課）、生名支所町民生活課、岩城総合支所産業振興課、魚島総合支所産業建設課へご提出ください。

受付時間：平日の 8 時 30 分から 17 時 15 分まで

---

## 申請期間

令和 3 年 1 0 月 2 0 日（水）から令和 4 年 1 月 3 1 日（月）まで

※郵送の場合は、令和 4 年 1 月 3 1 日（月）の消印有効です。

---

## 追加書類の提出依頼及び申請内容の確認

申請書類に不足や記入漏れ等の不備があった場合等、必要に応じて、追加書類の提出を求めたり、申請内容の確認や説明を求めるために連絡をしたりすることがあります。申請書には必ず、日中（8 時 30～17 時 15 分）に対応可能な連絡先の記入をお願いします。

その際、連絡が取れない場合や期日までに指定した書類の提出がない場合には、応援金の給付を受ける意思がないものと判断し、申請を却下します。

---

## 給付の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査し、適正と認められるときは応援金を給付します。また、本応援金の給付は、申請書類の受理後、速やかに行います。

なお、必要に応じて、追加書類の提出を求め、確認のために連絡をすることがあり、給付まで時間を要する場合があります。

---

## 通知等

給付決定の通知は、申請いただいた口座への振り込みをもって行い、通知書等の送付はありません。応援金の給付対象とならないと判断した場合は、不給付決定通知書を送付します。

---

## 給付決定の取り消し及び応援金の返還等

応援金の給付決定後、対象要件に該当しない事実や虚偽、不正等が発覚した場合は、上島町は応援金の給付決定を取り消すことがあります。この場合、不正受給を行った申請者は、上島町の指定する期日までに、応援金の返金に加えて、加算金を支払う義務を負います。

---

## 応援金に関するお問い合わせ先

本応援金の申請等に関してご不明な点がございましたら以下までお問い合わせください。

### 1. 窓口へのお問合せ

上島町産業振興課（せとうち交流館） TEL：0897-77-2252

受付時間：8時30分～17時15分（平日のみの対応となります。）

### 2. メールでのお問い合わせ

上島町産業振興課 sangyo-shinko@town.kamijima.ehime.jp

## その他

---

## 事業者名等の公表

虚偽や不正等が発覚した場合は、応援金の給付を受けた事業者名等の情報をホームページにて公表することがあります。

---

## 検査・報告等

本応援金支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、上島町は対象事業者の取組について検査を行うとともに報告等を求めることがあります。



---

## 個人情報取り扱い

申請書類に記載された情報は、本応援金の審査・支給に関する事務に限り使用し、同意事項及び契約事項を除き、他の目的には使用しません。

---

## 警察本部への照会

行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請の際に暴力団等でない旨の誓約をお願いしており、内容確認のために必要に応じて警察本部へ照会を行います。